

# 駐車監視員活動ガイドライン

## 【青梅 警察署】

### 趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

### 重点路線

#### ◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道5号	青梅街道	新町9-2212先青梅新町境交差点	滝之上町1354先青梅市市民会館南交差点	7-20	
2	主要地方道28号	旧青梅街道	東青梅3-24先東青梅三丁目交差点	上町374番先青梅市市民会館前交差点	7-20	
3	主要地方道29号	奥多摩街道	河辺町6-20先河辺東交差点	勝沼3-57先勝沼交差点	7-20	
4	主要地方道29号	新奥多摩街道	河辺町6-28先福生署境	河辺町6-21先河辺東交差点	7-20	
5	都道181号	小作駅北通り	今寺5-14先今寺交差点	新町3-18先小作駅北交差点	7-20	
6	都道249号	小作北通り	今井3-15先藤橋久保交差点	新町3-72先末広2西交差点	7-20	

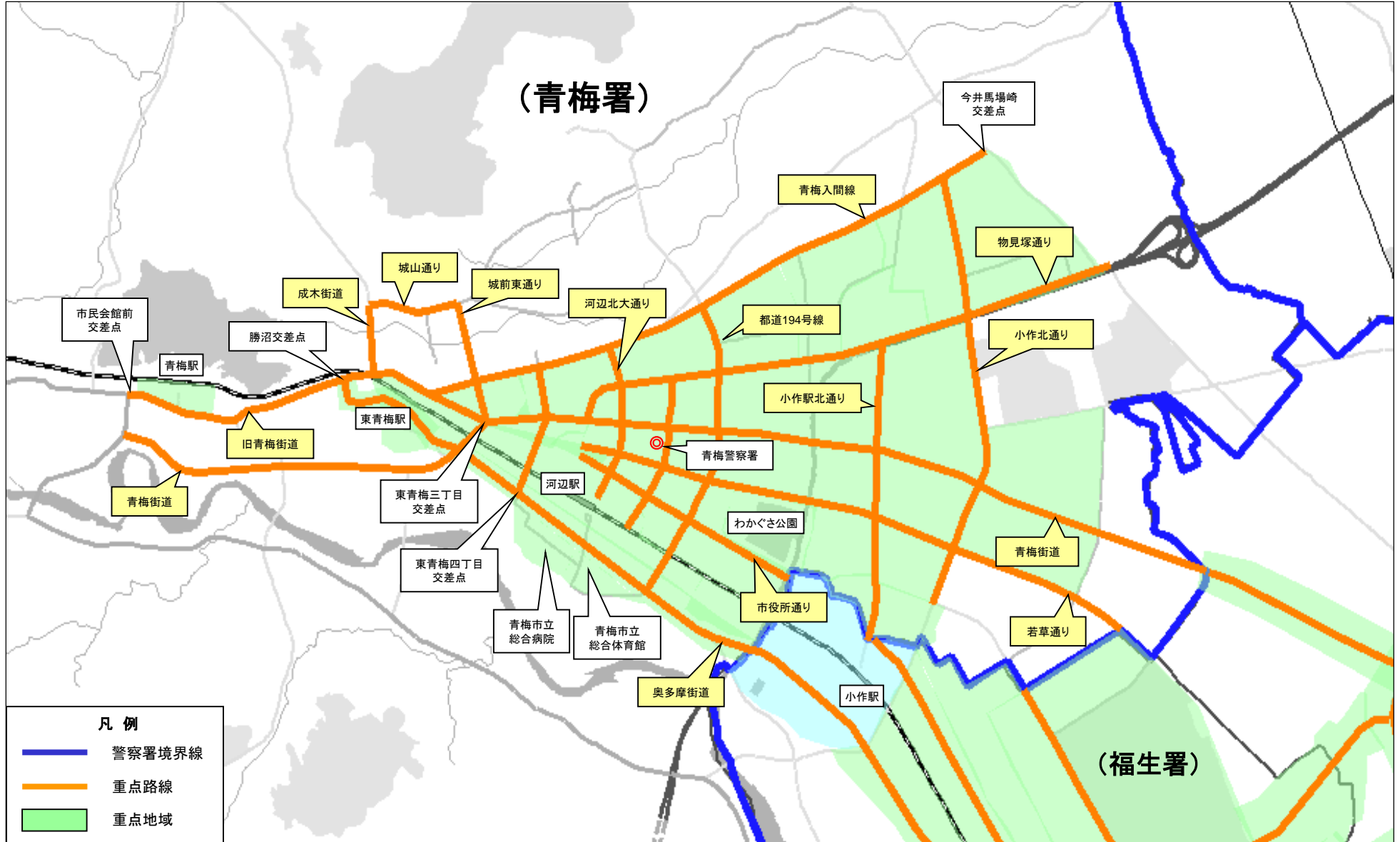
7	主要地方道63号	青梅入間線	今井3-34先今井馬場崎交差点	東青梅2-17先東青梅二丁目交差点	7-20
8	市道	物見塚通り	今井4-2017先青梅インター入口第二交差点	師岡町3-16先青梅消防署前交差点	7-20
9	市道	若草通り	新町9-2221先福生署境	師岡町4-6市立霞台中学校前	7-20
10	市道	市役所通り	河辺町7-21先梨の木交差点	師岡町4-6先霞台中学校東交差点	7-20
11	市道幹3号線	-	東青梅5-21先東青梅五北交差点	東青梅4-13先東青梅四丁目交差点	7-20
12	市道	河辺北大通り	河辺町10-7先河辺駅北口交差点	師岡町2-367先青梅入間線	7-20
13	市道準16号線	-	野上町3-16先青梅警察署北	河辺町9-1先JR線路	7-20
14	市道	城山通り	東青梅6-21先東青梅六丁目交差点	根ヶ布1-651先青梅四小前交差点	7-20
15	市道	城前東通り	東青梅6-21先東青梅六丁目交差点~青梅入間線~東青梅3-24先青梅街道東青梅三丁目交差点	7-20	
16	主要地方道28号	成木街道	根ヶ布1-651先青梅四小前交差点	東青梅2-4先成木街道入口交差点	7-20
17	都道194号線	-	河辺町5-25先	野上町2-20先	7-20

## 重点地域

## ◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(奥多摩街道、新奥多摩街道)周辺	7-20	
2	JR河辺駅、青梅駅、東青梅駅周辺	7-20	
3	小作北交差点周辺	7-20	
4	青梅市立総合病院周辺	7-20	
5	青梅市立総合体育館周辺	7-20	
6	青梅市立霞台中学校周辺	7-20	
7	都公社霞台第一住宅周辺及び都公社霞台第二住宅周辺	7-20	
8	早道公園周辺	7-20	
9	わかぐさ公園周辺	7-20	
10	青梅消防署周辺	7-20	
11	梨の木公園周辺	7-20	
12	東青梅三丁目交差点周辺	7-20	
13	青梅警察署周辺	7-20	
14	河辺町7・8丁目	7-20	
15	新町1・2・3・4・5・7・8丁目	7-20	
16	大門3丁目	7-20	
17	今寺4・5丁目	7-20	
18	藤橋3丁目	7-20	
19	今井3丁目	7-20	

# 青梅警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。